



台風第 19 号 関連情報

被災家屋等の解体、撤去を支援します



ターゲット 13.1

令和元年 11 月 19 日

郡山市生活環境部

3R 推進課

TEL：924-2181

【11/19 16:30 送信】

被災家屋等の公費による解体、撤去について、お知らせいたします。

台風 19 号の被害により損壊した家屋、事業所等の解体、撤去について、生活環境の保全と市民生活の安全・安心の確保を図るため、所有者からの申込みに基づき、市の事業として実施します。

対 象

- (1) り災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これらと一体となって解体、撤去する工作物
- (2) 既に「自費」により解体、撤去を行った家屋、事業所等で、市が必要と認めたものの費用の補助（限度額あり）

※り災証明書の判定が「半壊」以上であっても、建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。

必要書類等

- (解体、撤去を予定している方、既に実施した方、共通)
- ・り災証明書 ほか
- (解体、撤去を既に実施した方)
- ・現場写真（解体施工前・施工中・施工後）
 - ・解体工事の見積書、契約書、領収書、工事費用内訳書
 - ・建物に係る登記事項証明書等の書類 ほか

※これら必ず必要となる書類のほか、それぞれ個別の事情に応じて追加する場合がございます。

そ の 他

- ・解体・撤去を検討されている方は、3R 推進課（924-2181）へご相談ください。
- ・手続きの詳細につきましては、決まり次第、改めてお知らせいたします。